

日韓歴史認識問題の根底にあるもの

島根県竹島問題研究顧問 藤井賢二

サンフランシスコ平和条約に関するシンポジウム

今年（2023年）1月14日、公益財団法人日本国際問題研究所主催の公開シンポジウム「サンフランシスコ講和と東アジア—現代からの視座」が京都で開催された。質問時間に筆者（藤井）は次の発言をした。

1951年、対日講和条約草案を見せられた韓国は、対馬を自国領とするよう米英両国に要求した。南樺太や千島を日本から獲得できるソ連と同じ権利を持つというのが理由だった。朝鮮半島に日本が残した財産を取得できると主張したことについて、韓国は自らを連合国と勘違いしていると英国は指摘した。

サンフランシスコ平和条約にしたがって行われた日韓会談（日韓国交正常化交渉）での韓国の基本条約草案には、韓国は日本の独立を承認するとあった。日韓会談の在日韓国人の法的地位委員会で、日本統治期の韓国人は日本と戦い続けたのであって日本国籍を取得したことはないと主張した。このような韓国の主張に一貫するのは、日本の植民地支配を戦争状態とみなしたいという欲求である。日本の支配を「不法」と非難する現在の韓国は、ここに先祖返りしているように思う。

筆者の念頭には、太平洋戦争中の朝鮮半島出身労働者への補償問題での2018年の韓国大法院判決があった。判決文は、原告が請求しているのは未払い賃金や補償金ではなく、「不法な植民地支配および侵略戦争の遂行に直結する日本企業の反人道的な不法行為」を前提とした強制動員への慰謝料であり、1965年の日韓条約中の請求権協定は「日本の不法な植民地支配に対する賠償を請求するための取り決めではなかった」と非難した。

この判決文に込められた心情は次のものだろう。サンフランシスコ平和条約では、冷戦の激化で日本の戦争責任の追及は十分問われなかったため、日本は真の反省をしていない。1965年の請求権協定もそれは同じだ。日本の侵略と長く戦ってきたにもかかわらず、韓国はサンフランシスコ平和条約では連合国すなわち日本と戦った国として認められず、日本に真の反省を求めることができなかった。しかし、今や韓国は世界有数の国力を持つ国になったのだから、日本は韓国に対して真の反省の態度を示すべきだ。

筆者が質問したのは、植民地にされた過去を持つ世界の多くの国々にとって、植民地支配を戦争状態とみなしたいという韓国の欲求は共感できるものなのだろうかということだった。登壇者の一人は、日本統治期も自国の「法統」はなくならなかつたという韓国の考え方は特異で、過去に植民地にされた世界の国々が理解できるとは考えられないと答えた。司会者からは、ただし、植民地支配責任を問う動きが強まっている現在の世界の潮流の中で、韓国の対日要求は、韓国自身は意識していないと思うが、ウェストファリア条約以後、今まで国際社会が築いてきた秩序を揺り動かす可能性があるという趣旨のコメントがあった。

尹錫悦政権の認識

今年3月6日、韓国政府は、朝鮮半島出身労働者問題について韓国内で補償して解決する、つまり1965年の請求権協定を壊さない形で解決すると発表した。しかし、その尹錫悦政権も、植民地支配を戦争状態とみなしたいという欲求から自由だとは思えない。

3月8日付『中央日報』（日本語電子版）は、尹大統領の訪日にあたって、「尹大統領がエリゼ条約をモデルに韓日の新たな成長パートナーシップを構想していると承知している」という韓国の与党実力者の言葉を伝えた。エリゼ条約は第2次世界大戦で互いに銃を向けたドイツとフランスが1963年に締結した友好条約で、両国間の敵対的関係を清算し、外交・国防・経済・教育など全分野で協力を強化する条約に署名したのだという。

ここでは日韓関係が独仏関係に例えられている。第二次世界大戦中、フランスはナチスドイツに占領されたが、連合軍がドイツ軍に勝利し、フランス共和国臨時政府が全土を奪還した。この臨時政府は連合国と認められた。一方、1919年に中国でできた大韓民国臨時政府を英米両国は日本と戦った連合国と認めなかった。よって韓国はサンフランシスコ平和条約の署名国ではなく、日韓関係を独仏関係に例えることはできない。そもそも、独仏関係は宗主国と植民地の関係ではない。

3月13日付「ソウル聯合ニュース」（日本語電子版）には、「許すことのできない歴史が存在するが、次の世代のための決断であり、われわれが道徳的優位性と正当性を確保したと考える国民もいるだろう」という、朝鮮半島出身労働者問題についての今回の韓国政府の方針に理解を求める韓国大統領室高官の発言がある。

この発言に注目した岡本隆司氏は「道徳的優位性」という韓国の基準は、およそ日本人には理解しがたい。国際法・国際合意に対する向背が基準だからである」と述べた（3月26日付『産経新聞（大阪本社版）』）。韓国の対日要求の背景に歴史が形成した華夷秩序に基づく優越感があることを意識したコメントと筆者は理解した。

日本統治期に韓国人は日本と戦い抜き、道義的に勝利したのだ。韓国が戦勝国＝連合国であったことを日本は認めよ。このような韓国の欲求に日本はどう向き合うのか。筆者は、これが日韓歴史認識問題の根底にある問いかけだと考えている。

補論：竹島問題への応用

1951年、対日講和条約草案を見せられた韓国が竹島を米国に要求した時、「日本による朝鮮の併合前に朝鮮のものであったか」という米国の問いに、韓国は対応できなかった。そのような証拠はなかった（今もない）からである。韓国が行ったのは、「非友好的勢力」に対する安全保障のため、竹島の確保が必要という主張だった。この時韓国は、米国だけでなくオーストラリアにも竹島領有要求への支持を求めた。日本の脅威を警戒していた豪州を巻き込んで日本を抑え込もうとしたのである。連合国と自認する韓国らしい主張と行動だった。

なお、本稿で筆者が指摘したサンフランシスコ平和条約作成過程や日韓会談における韓

国の主張の詳細については、拙稿「サンフランシスコ平和条約の領土条項と竹島 - 1951年の交渉経緯を中心に - 」(<https://www.jiia.or.jp/column/2022/07/Besshi.pdf>)および、拙稿「日韓会談の開始と竹島問題」(https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima04/kenkyuukai_houkokusho/takeshima04-02/index.data/8_2chukaidan.pdf)を参照されたい。